

会員規約

第1条（会員）

株式会社エニシコーポレーションタックスクリニック事業部会員(以下、会員という)とは、本規約を承諾の上、株式会社エニシコーポレーション(以下、タックスクリニックという)に入会を申し込み、タックスクリニックがこれを適切と認めて承認した法人または個人事業主をいう。

第2条（契約期間および契約更新）

- 個人会員の契約期間は、1月1日から同年12月末日までの1年間とする。これは、入会日に関わらず、1月1日にさかのぼって契約が適用されることを意味する。
- 法人会員の契約期間は、事業年度初日から事業年度末日までの1年間とする。これは、入会日に関わらず、事業年度初日にさかのぼって契約が適用されることを意味する。
- 第6条に指定する退会の手続きが取られない場合は、第1項あるいは第2項の契約期間が次の1年間自動更新されたものとみなす。

第3条（入会事務手数料）

会員は、タックスクリニックに対し、入会申込時に所定の入会事務手数料を支払う。なお、この入会事務手数料は返還しない。

第4条（料金の計算方法及び支払方法）

- 会員は、タックスクリニックに対して、サービス開始時にタックスクリニックが発行した見積書に基づく業務委託料金を、契約期間1年分の一括払いする。ただし、タックスクリニックが認めた場合には、分割払い（毎月指定日における口座振替による翌月分の前払い）をすることができる。
- 前項において、分割払いを選択した場合は、入会時に、第2条に規定する契約期間初日から入会月までの業務委託料金を支払う。また、分割料金の返済が1回でも延滞した場合には、その時点で、契約期間末日までの業務委託料金の全額を一括払いしなければならない。
- 決算料について、法人会員は、決算処理後、タックスクリニックからの請求により支払う。また、個人会員の決算料(資料作成料)は、業務委託料金に含まれ、各月に按分され支払うものとする。
個人会員の決算料は資料作成料であり、申告料ではないため、確定申告の有無に関わらず返還しない。

第5条（提供するサービス）

タックスクリニックが会員に対して提供するサービスは、次のとおりである。

- 会員の会計および経理業務の代行サービス
- 会員の自動車関連の管理業務

なお、自動車関連の管理業務については、希望する会員に対してのみサービスを提供する。その契約内容は個別に決定するため、本規約は適用しない。

第6条（退会）

- 会員は、契約期間中であっても、契約期間末日までの業務委託料金を支払うことで、退会することが出来る。
- 個人事業主が退会を希望する場合は、10月末日までに同年12月末日をもって退会する旨を書面にて、タックスクリニックに申出する。
- 法人が退会を希望する場合は、事業年度末日の2月前までに事業年度末日をもって退会する旨を書面にて、タックスクリニックに申出する。
- タックスクリニックは、契約期間末日より30日以上前に、会員に対して自動更新しない旨を通知し、退会させることが出来る。この場合、タックスクリニックは損害賠償責任を負わない。
- 天災、法令変更その他の事由により、業務継続が困難であるとタックスクリニックが、判断したときは、会員に対して通知し、退会させることが出来る。この場合、タックスクリニックは損害賠償責任を負わない。

第7条（会員資格の取消・追徴料金の発生）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、タックスクリニックは当該会員にその旨を通知して、会員資格を取り消すことが出来、併せて、違約金を請求することが出来る。

- 入会時に虚偽の申告をしたとき。
- 本規約のいずれかに違反したとき。
- 業務委託料金支払その他タックスクリニックに対する債務の履行を怠ったとき。
- タックスクリニックの業務を著しく妨げる行為をしたとき。
- 不法行為のためまたは公序良俗に反する目的で入会し、当サービスを利用したとき。

第8条（業務の一時中断）

次の各号のいずれかに該当する場合は、タックスクリニックは、会員にその旨を通知し、または、やむを得ない場合は通知することなく、一時的にその受託業務を中断することが出来る。

- 業務委託料金の支払いが、口座振替不能により、確認できなかったとき。
- タックスクリニックのシステム保守を定期的に、あるいは緊急に行うとき。
- 火災、停電などにより、サービスの提供が出来なくなったとき。
- 地震、洪水、噴火、津波などの天災により、サービスの提供が出来なくなったとき。
- 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより、サービスの提供が出来なくなったとき。
- その他、運用上または技術上の理由により、サービスの一時的な中断が必要だとタックスクリニックが判断したとき。

第9条（会員情報の変更届出）

- 会員は、入会時に届出た氏名、商号あるいは屋号、住所、電話番号、電子メールアドレスなどに変更があった場合は、直ちにタックスクリニックに届出しなければならない。
- 前項の届出が無い場合その他会員の責に帰すべき事情により、タックスクリニックからの通知や送付書類等が延着し、あるいは到着しなかった場合は、通常到着すべきときに、会員に到着したものとみなすことが出来る。

第10条（会員への連絡）

- タックスクリニックから会員への連絡は、入会申込書に記載された電話番号及びアドレスに対し、電話及び電子メールにより行う。電話番号及びアドレスが変更となった会員は、前条の規定に伴い、タックスクリニックに届出する。
- 弊社送信のメールが到達しない事に関して、タックスクリニックは一切の責任を負わない。

第11条（料金の改定、タックスクリニックの情報の変更および規約の改定）

- 諸般の事情により、タックスクリニックが料金の改定する場合は、会員に対して事前に予告し、社会通念認の得る範囲にて改定することが出来る。
- タックスクリニックが、施設の移転、その他の都合により、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスなどの連絡先を変更する場合は、速やかに会員に対して通知する。
- 諸般の事情により必要と判断した場合は、タックスクリニックは、会員に対して事前に予告することにより、当規約を改定することが出来る。

第12条（損害賠償）

- 会員の当規約違反や不法行為などに起因する事情により、タックスクリニックに損害が発生した場合は、タックスクリニックはその賠償を請求することが出来る。
- 会員による業務委託料金支払が遅延した場合は、タックスクリニックは、その延滞債権に対して、支払期日翌日から支払日まで年14.5%の遅延損害金を請求することが出来る。
- 当規約によるサービスに関して、タックスクリニックの責に帰すべき事象により会員に損害が発生した場合、タックスクリニックが負う損害賠償の範囲は、第4条に規定した業務委託料金の1カ月分を上限とする。

第13条（合意管轄）

本規約に関する紛争については、タックスクリニックの本店所在地を管轄とする地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

私は、上記の会員規約を理解したうえで、自らの判断と意思により、タックスクリニックへの入会を申込みします。

平成 年 月 日 署名

印